

裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
事 件 番 号	令和4年(行ヒ)第373号
事 件 名	法人税更正処分等取消請求上告受理事件
判決年月日	令和6年7月18日
判 示 事 項	<p>1 租税特別措置法施行令(平成28年政令第159号による改正前のもの)39条の117第8項5号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」の意義</p> <p>2 再保険契約に係る保険が、租税特別措置法施行令(平成28年政令第159号による改正前のもの)39条の117第8項5号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」に当たらないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<p>1 租税特別措置法施行令(平成28年政令第159号による改正前のもの)39条の117第8項5号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいう。</p> <p>2 被上告人の特定外国子会社等に係る関連者とその顧客を関連者以外の者との間で締結した元受保険契約に加入させ、顧客から元受保険契約の保険料に相当する金額を徴収して、当該保険料を同関連者以外の者に支払っており、また、当該元受保険契約において同関連者が優先受益者に指定され、この指定は取り消すことができず、顧客に死亡等又は失業等の保険事故が生じた場合には、自動車購入資金に係る貸金債権の未償還残高又は月額賦払金6か月分に相当する保険給付を受けることとされていたという当該元受保険契約の実質に照らせば、同関連者以外の者が、当該元受保険契約において引き受ける全保険リスクの70パーセントを上記特定外国子会社等に出再する内容の再保険契約に係る保険は、同関連者が有する資産である上記貸金債権に係る経済的不利益を担保するものであるということが出来るから、同保険は、租税特別措置法施行令(平成28年政令第159号による改正前のもの)39条の117第8項5号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」に当たらない。</p>
事案の概要	<p>Xは、自動車等の製造、売買等を目的とする連結法人である。</p> <p>A社は、英領バミューダ諸島において設立された保険業を主たる事業とする外国法人であり、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結事業年度及び課税事業年度(以下「本件事業年度」という。)において、租税特別措置法68条の90第1項に規定するXに係る特定外国子会社等に当たる。B社は、メキシコ合衆国に所在する金融業を営む外国法人であり、平成27年4月1日から平成28年3月31日までのA社の事業年度(以下「本件A社事業年度」という。)におけるA社に係</p>

る関連者に当たる。C社は、メキシコ合衆国に所在する保険業を営む外国法人であり、本件A社事業年度におけるA社に係る関連者には当たらない。

B社は、Xの企業グループが製造する自動車を割賦で購入する顧客（以下「本件各顧客」という。）との間で、購入資金を貸し付けることを内容とする契約（以下「本件クレジット契約」といい、本件クレジット契約に基づく貸金債権を「本件クレジット債権」という。）を締結した。本件クレジット契約には、①本件各顧客は、B社を最優先の受益者として指定して、本件クレジット債権の未償還残高等を保障する生命保険及び本件クレジット債権の月額賦払金の少なくとも6か月分を保障する失業等に係る保険を内容とする保険契約を締結しなければならない、②本件各顧客が上記①の保険契約を締結しない場合は、B社は、所定の保険契約を締結し、これに本件各顧客を加入させることができ、本件各顧客は、上記保険契約に係る費用を支払わなければならない旨の定めがあった。

また、B社は、C社との間で、保険契約（以下「本件元受保険契約」という。）を締結し、B社は、本件各顧客が上記①の保険契約を締結しない場合、本件各顧客を本件元受保険契約に加入させた上で、本件各顧客から本件元受保険契約の保険料に相当する金額を徴収し、保険料をC社に支払っていた。本件元受保険契約には、(i) B社を優先受益者に指定し、この指定は取り消すことができない、(ii) 本件各顧客の死亡及び恒久的な全身の障害が発生した場合、C社は、所定の限度額を上限として、本件クレジット債権の未償還残高を優先受益者であるB社に支払う、(iii) 本件各顧客の失業及び一時的な全身の障害が発生した場合、C社は、所定の限度額を上限として、本件クレジット債権の月額賦払金6か月分を優先受益者であるB社に支払う旨の定めがあった。

さらに、A社とC社は、本件元受保険契約において引き受ける全保険リスクの70パーセントをA社に対して再保険に付し、A社がこれを引き受けることを内容とする再保険契約を締結した。

本件は、Xが、本件事業年度の確定申告をしたところ、神奈川税務署長（処分行政庁）から、A社の個別課税対象金額に相当する金額が、租税特別措置法68条の90第1項の規定によって、Xの本件事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入されるなどとして、上記法人税等の各増額再更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたことから、これらの処分のうちXの主張額を超える部分の取消しを求めた事案である。